

第2回市議会定例会を

6月4日(火)から開催します

25年第2回市議会定例会 別委員会が18日(火)の予定で6月4日(火)～25日(火)の日程で開催の予定です。
 一般質問が6日(木)～11日(火)、常任委員会が13日(木)～17日(月)、予算特

25年度市民税・都民税 納税通知書(普通徴収分)を発送します

25年度市民税・都民税の納税通知書を6月10日(月)に発送します。今回発送する納税通知書は、市民税・都民税を個人で納付(普通徴収)する方が対象です。

① 24年分所得税の確定申告



対象とならない方

① 申告書を出した場合は、市民税・都民税の年税額を全て給与から天引き(特別徴収)される方

② 税法上、市民税・都民税が課税されない方(非課税者) 給与と天引きされていく方で、納税通知書が届く場合

給与から天引き(特別徴収)している会社以外の収入(前職分や年金などの副収入など)に係る市民税・都民税を個人で納付(普通徴収)する方に発送します。

公的年金からの天引きが中止になる方

市民税・都民税を公的年金からの天引きで納めていた方、25年度市民税・都民税の税額が、24年度分から大幅

に減少した場合、公的年金からの天引きが8月から中止となります。その際、年税額と徴収額に差額が発生し個人納付(普通徴収)となる場合や、納め過ぎが発生し還付となる場合があります。なお、前記に該当する方は納税通知書の備考欄に「公的年金からの特別徴収を8月より中止します」と記載しています。また、還付となる場合は、納税課から通知します。

65歳未満で公的年金と給与所得のある方

65歳未満の方で公的年金などの所得と給与所得があり、給与所得に係る市民税・都民税が給与から天引きされている方は、公的年金などの所得と合わせて給与から天引きすることが出来ます。ご希望の方は、勤務先の担当者に申し込んでください。勤務先から

市民税の税率

東久留米市の個人市民税の税率は標準税率を使用し、均等割が3000円、所得割の税率は6%です。なお、一部(財政再建団体および環境保全など、超過税率を採用している団体)を除く他団体も同様に標準税率を使用しています。また、分離課税の税率についても他団体と同様の税率を使用しています。

詳しくは課税課市民税係 ☎ 470・7777 (内線2333) までお問い合わせください。

ジェネリック医薬品 利用通知書を発送します

東久留米市国民健康保険では、現在服用している新薬(先発医薬品)からジェネリック医薬品(後発医薬品)に切り替えた場合、薬代の自己負担額がどのくらい軽減できるか

試算した通知書を次の方に送付します。切り替えの参考資料としてご利用ください。

【対象】東久留米市の保険証を使用している25年2月・3月に薬の処方を受けていて、ジェネリック医薬品へ切り替えることにより、薬代の自己負担額を一定金額以上軽減できると見込まれる40歳以上の方

【発送時期】2月に処方の方は6月中、3月に処方の方は7月中

防犯灯の維持管理に 補助金を交付します

市では、防犯灯や装飾灯を管理している自治会や商店会に対して、上半期に掛かった費用(電気料・取り換え経費)を補助します。各団体の代表の方には申請書を送付しますので、必要書類を添付し、6月14日(金)までに施設管理課(市役所5階)へ申請して

ください。提出が遅れると、補助金の交付が遅れる場合がありますので、ご注意ください。なお、郵送での申請はお受けできませんので、ご了承ください。詳しくは同課道路河川施設担当 ☎ 470・7767 へ。

国民年金 だより

4月～9月の年金額は24年度と同額です

総務省から、24年平均の全国消費者物価指数の対前年変動率が0.0%となつたことが発表されました。この結果、4月～9月の年金額について改定は行われないうちになり、24年度と同額となります。なお、現在支給されている年金は、12年度～14年度の物価下落にもかかわらず、特例法で年金額を据え置いたことにより、本来の年金額より

2.5%高い水準で支払われています。

現役世代(将来、年金を受け取る方)の年金額の確保につなげ、世代間の公平を図るため、25年度～27年度の3年間で格差を解消する法律が、24年11月に成立しました。

この法律は、25年10月から施行され、25年10月以降(12月支払い分以降)の年金額は、4月～9月の年金額から1.0%の引き下げが行われます。

世代間格差解消のスケジュール

25年10月～マイナス1.0%
 26年4月～マイナス1.0%
 27年4月～マイナス0.5%

詳しくは武蔵野年金事務所 ☎ 0422・56・1411 へ。

25年度国民健康保険税(国保税)の税率などが改定になりました

国民健康保険財政は 危機的状況です

国民健康保険(国保)は、病気がけがをしたときに加入する皆さんの経済的負担を抑え、安心して医療が受けられるように保険として制度化されたものです。国保制度は財源を国や都などの公費による負担と、加入者の皆さんから納めていただく国保税によって支えられていますが、近年、急速な高齢化や医療技術の高度化に伴う医療費の高騰により、市町村の国保は極めて厳しい財政運営を強いられています。

国民健康保険(国保)は、病気がけがをしたときに加入する皆さんの経済的負担を抑え、安心して医療が受けられるように保険として制度化されたものです。国保制度は財源を国や都などの公費による負担と、加入者の皆さんから納めていただく国保税によって支えられていますが、近年、急速な高齢化や医療技術の高度化に伴う医療費の高騰により、市町村の国保は極めて厳しい財政運営を強いられています。

年度分から資産割のない賦課方式に移行しました。

国保税の算定方法

国保税は、負担能力に応じて算出される応能割(所得割)、受益者負担の意味合いから負担いただく応益割(均等割、世帯別平等割)の合算により、次の通り計算されます。

◎ 応能割 所得割Ⅱ世帯の所得に応じて計算

◎ 応益割 均等割Ⅱ世帯の被保険者数に応じて計算

◎ 平等割Ⅱ世帯ごとに計算

25年度の変更点

◎ 税率の改定 左表の通り。

◎ 改定総額 25年度国保税の税率などの改定を受け、総額は次の通り見込んでいます。

① 引き上げ総額Ⅱ約8100万円

② 被保険者一人当たり平均Ⅱ年間約2100円(1ヵ月当たり約175円)の引き上げ

※年間平均額は約8100万円を被保険者数(約3万7800人)で割った数字。

国保事業の健全運営に向けて

健やかで安心して過ごせる生活は、全ての人の願いです。時代の変化に対応し将来にわたって安定した国保事業の運営ができるよう、国保税の税率などを改定しました。ご理解・ご協力をお願い致します。詳しくは保険年金課国民健康保険係 ☎ 470・7733 へ。

国民健康保険の税率改定表

	年度	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	課税限度額
医療分	24	3.87%	4.20%	23,600円	6,100円	510,000円
	25	4.23%	廃止	24,700円	6,400円	
後期高齢者支援分	24	1.80%	1.00%	10,000円	2,500円	140,000円
	25	1.84%	廃止			
介護分	24	1.36%	2.30%	8,600円	4,300円	120,000円
	25	1.43%	廃止			

資料

国民健康保険税試算例

- 年金収入150万円で68歳の方が1人で加入の場合
24年度 1万2,600円 → 25年度 1万3,000円
- 年金収入230万円で68歳、65歳の夫婦で加入の場合
24年度 10万4,200円 → 25年度 10万9,300円
- 給与収入350万円で39歳、33歳、7歳の家族で3人加入の場合
24年度 21万9,300円 → 25年度 23万600円
- 給与収入500万円で、40歳、45歳、10歳、7歳の家族で4人加入の場合
24年度 38万4,400円 → 25年度 40万3,700円
- 事業所得が600万円で、58歳、55歳、25歳、22歳の家族で4人加入の場合
※固定資産税(税額30万円)を有している場合。
24年度 57万8,000円 → 25年度 58万7,500円

